

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会  
議論のための検討メモ（案）  
参考資料

参考資料 1	「加入者を特定するための鍵となる情報の選択肢の比較について（検討メモ）」（第 7 回検討会資料）	1
参考資料 2	「情報閲覧における脅威と対策」（第 8 回検討会資料）	2
参考資料 3	「資格確認における脅威と対策」（第 8 回検討会資料）	5
参考資料 4	「レセプトに自動転記される項目」（第 8 回検討会資料）	7
参考資料 5	「保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法について（案）」（第 8 回検討会資料）	8
参考資料 6	「カードが利用できない状況下や現行の被保険者証等からカードへの移行期間の対応について」（第 8 回検討会資料）	12
参考資料 7	「現行の介護保険被保険者証に記載されている情報」（第 8 回検討会資料）	14
参考資料 8	「カードの交付主体 3 案の比較について（作業班検討メモ）」（第 7 回検討会資料）	15
参考資料 9	「カードの発行・交付方法の概念図（案）（出生時フローについて）」（第 7 回検討会資料）	16
参考資料 10	「カードの発行・交付方法の概念図（案）（切替フローについて）」（第 7 回検討会資料）	21
参考資料 11	「属性・保険者変更時の手続・カード使用方法等」（第 8 回検討会資料）	23

# 加入者を特定するための鍵となる情報の選択肢の比較について（検討メモ）

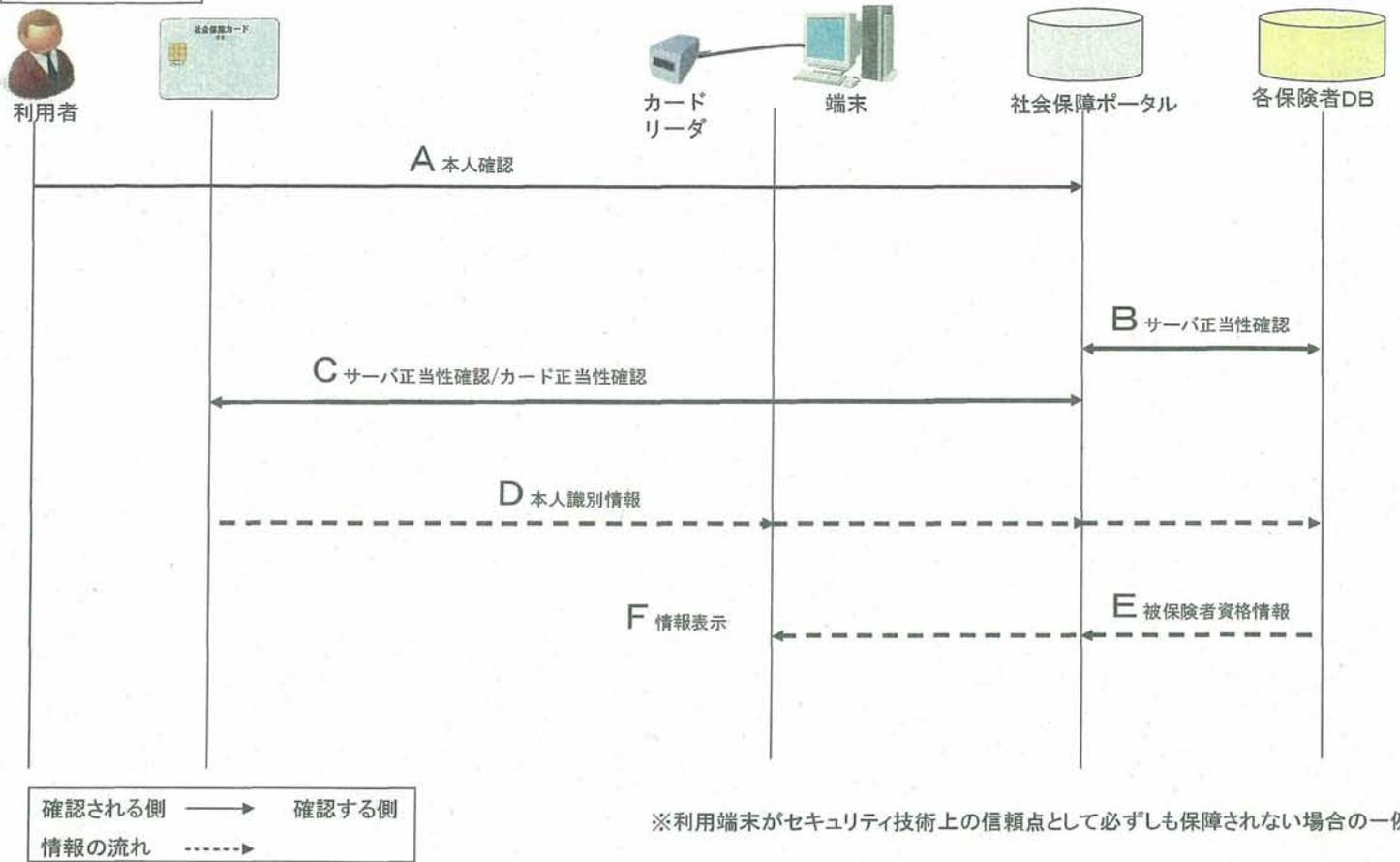
参考資料 1  
(第7回検討会資料)

	案1：制度共通の 統一的な番号	案2：カードの識別子	案3：各制度の現在の 被保険者番号	案3-2：各制度内で 不変的な番号	案4：基本4情報
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住所・氏名の変更、保険者の異動があった場合でも、個人を特定しやすく、また、ICチップの情報を書き換える必要がない。</li> <li>○番号を本人も識別できる形とした場合、オフライン時でもこの番号で資格確認等を行うことができるようにすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住所・氏名の変更、保険者の異動があった場合でも、個人を特定しやすく、また、ICチップの情報を書き換える必要がない。</li> <li>○個人ではなくカードに付いているものなので、案1に比べると個人情報に関する懸念は小さいのではないか。</li> <li>○識別子を本人も識別できる形とした場合、オフライン時でもこの識別子で資格確認等を行うことができるようにすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行制度を変更するものではないので、いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念は、案1と比べると小さいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年金、医療、介護の各の制度内だけで使われる番号なので、案1と比べると社会的受容性は高いのではないか。</li> <li>○医療保険、介護保険においては、保険者を変わっても、この番号で個人を特定することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「番号」を用いないことから、いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念は、案1と比べると小さいのではないか。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いわゆる国民総背番号制や番号による個人情報のマッチングが行われるとの懸念が生じうる。</li> <li>○新たな番号付番・管理の仕組みを構築する必要がある。</li> <li>○個人情報保護の観点からは、番号の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カードが変わる度に識別子も変わるので、資格情報を関連付けする機会が案1よりも多い。</li> <li>○カードの識別子の管理を統一に行く仕組みが必要。</li> <li>○個人情報保護の観点からは、識別子の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者番号が変わる度に、カードのICチップ内情報の書き換えなどが必要。</li> <li>○将来、サービス追加時に新たな番号等をカードのICチップに書き込む必要が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての医療保険者や介護保険者のシステム改修が必要となる。</li> <li>○将来、サービス追加時に新たな番号等をカードのICチップに書き込む必要が生じる。</li> <li>○新たな番号については、個人情報保護の観点からは、番号の目的外利用を禁止する等の措置が必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4情報が一致する他人が存在する可能性がある。</li> <li>○外字の扱いが異なるシステム間で、同一人物でも一致しない場合がある。</li> <li>○住所異動、氏名変更の度に、カードのICチップの書き換えや資格情報の関係付けが必要。</li> </ul>

# 情報閲覧における脅威と対策

参考資料 2  
(第 8 回検討会資料)

## 関係図



## 情報閲覧における脅威と対策 (1)

### (1) 正しいカードが正しい所有者によって利用されることを担保できること

要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
①正しい所有者であることの確認	借りたカード、拾ったカード、盗んだカードを使用し、他人の情報を閲覧する。 <b>A</b>	暗証番号 (PIN) の入力	技術	・暗証番号 (PIN) を忘れる場合がある。	暗証番号 (PIN) を忘れた場合に思い出すためのヒントの登録などのサポートが必要。
		指紋や静脈等の生体情報による認証	技術	・100%の認識率ではないので、誤認識を行う場合がある。	・生体情報をICチップに収録することとなるので、これに抵抗感を持つ人もいる。 ・専用の読取機が必要。
②正しいカードであることの確認	ICチップが偽造されたカードを利用される。 <b>C</b>	端末システムもしくは閲覧システムがカードを正当なものかどうかを認証する。	技術	カード発行時にカード内の鍵情報が流出するリスク (※)	※ ICカード発行機関が適切な安全管理のもとに ICカード発行を行っていただければ、本残余リスクは限りなく小さくなる。
	ICチップの中の情報が偽造されたカードを利用される。 <b>C・D</b>	情報に電子署名を付す。	技術	カード発行時 (情報収録前) の情報流出リスク (※)	※ ICカード発行機関が適切な安全管理のもとに ICカード発行を行っていただければ、本残余リスクは限りなく小さくなる。
③所有者が正当な資格を持つことの確認	正当なカード所有者だが、不当な権利主張 (加入していない制度の情報閲覧等) <b>D</b>	IDと資格情報の正当性確認	技術		・オンライン認証により本人確認をした後、情報閲覧を認める。

## 情報閲覧における脅威と対策（2）

（2）正しい閲覧情報が確認できること					
要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
①閲覧情報の完全性が確保されること	保険者のデータベースが何者かによって、不正に書き換えられる。 D・E	情報登録・更新などの正当性を確保	技術	・保険者による登録誤り。	
②閲覧情報へのアクセスの正当性が確保されること	閲覧情報に不正にアクセスされる。 B	・オンライン認証、アクセス制限、履歴証拠保存等	技術		

## 情報閲覧における脅威と対策（3）

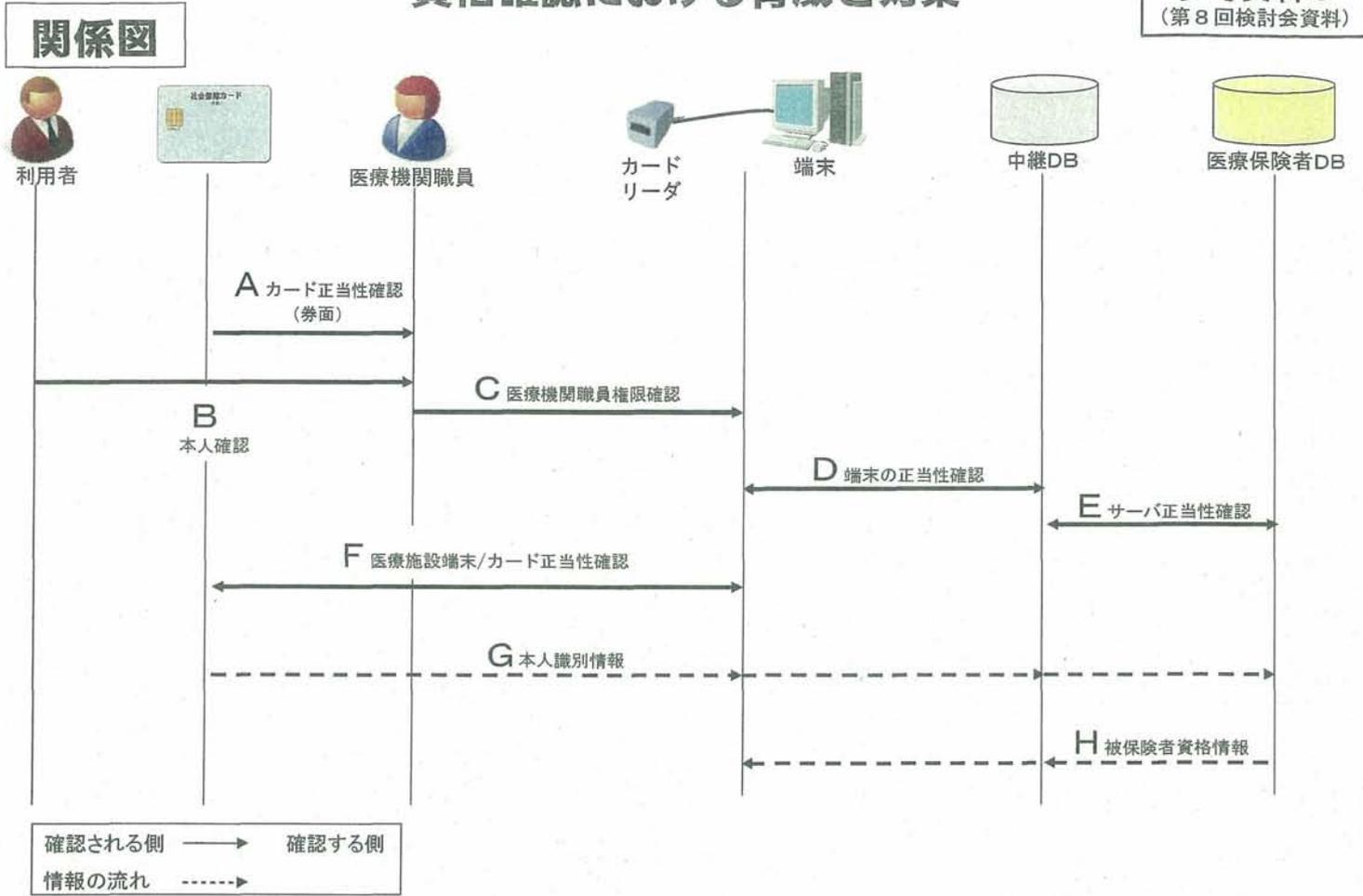
（3）悪意のある者や不正な機器からの攻撃に耐えられること					
要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
①カード内情報が改ざんされないこと	カードに不正にアクセスし、カード内情報が改ざんされる。 C	・耐タンパ性が確保された媒体を採用 ・カードが外部機器を認証する。	技術	端末、中継DBからの鍵情報の流出により、端末や中継DBのなりすましが行われる可能性。	
	カードから読み出したデータが改ざんされる。 D	カード内情報に電子署名を付す。	技術		
	自宅端末がウイルスに汚染される、ソフトウェアのバグ等によりカード内情報が改ざんされる。 C・D	・セキュリティパッチの適用 ・ウイルス対策ソフトの導入 ・不正ソフトをインストールしないよう指導	運用 技術		全ての利用者が統一的な運用が確保されるか。
		中継DB側で電子署名を検証	技術		
②カード内情報が漏洩しないこと	カードに不正にアクセスされ、カード内情報が漏洩する。 C	・耐タンパ性が確保された媒体を採用 ・カードが外部機器を認証する。	技術	端末、中継DBからの鍵情報の流出により、端末や中継DBのなりすましが行われる可能性。	
	カードから読み出したデータが漏洩する。 C・D	通信の暗号化	技術	端末、中継DBからの鍵情報の流出により、端末や中継DBのなりすましが行われる可能性。	
	自宅端末がウイルスに汚染される、ソフトウェアのバグ等によりカード内情報が改ざんされる。 C・D	・セキュリティパッチの適用 ・ウイルス対策ソフトの導入 ・不正ソフトをインストールしないよう指導	運用 技術		全ての利用者が統一的な運用が確保されるか。

## 情報閲覧における脅威と対策（3）－2

(3) 悪意のある者や不正な機器からの攻撃に耐えられること					
要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
③PINが漏洩しないこと	情報端末において認証するための鍵情報が漏洩する。 <b>A</b>	専用入力装置を利用する。	技術		
④表示された後の情報が漏洩しないこと	残存する閲覧情報への不正アクセス <b>F</b>	・一時ファイル(キャッシュ)の削除 ・一時ファイル(キャッシュ)の暗号化	運用 技術		情報端末の場合は、全ての利用者に統一した運用が確保されるか。 自宅での閲覧の場合はこの脅威をリスクと感ずる場合には対策を実施する。
⑤閲覧情報の機密性を確保すること	閲覧情報そのものが漏洩する <b>E・F</b>	閲覧情報の適切な暗号化	技術		

# 資格確認における脅威と対策

参考資料3  
(第8回検討会資料)



## 資格確認における脅威と対策 (1)

(1) 正しいカードが正しい持参者によって利用されることを担保できること					
要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
①正しい持参者であることの確認	借りたカード、拾ったカード、盗んだカードを使用し、他人に成りすまして、受診される。 <b>B</b>	暗証番号 (PIN) の入力	技術	・暗証番号 (PIN) を忘れる場合がある。	・受付に時間がかかり、窓口業務に支障を来す可能性。 ・本人が意識不明等の場合には、暗証番号 (PIN) を入力させることができない。
		指紋や静脈等の生体情報による認証	技術	・100%の認識率ではないので、誤認識を行う場合がある。	・生体情報をICチップに収録することとなるので、これに抵抗感を持つ人もいる。 ・専用の読取機が必要。
		券面情報との照合による本人確認	運用	・券面が偽造される可能性 ・券面情報が減ると本人確認の確信度が減少	
②正しいカードであることの確認	券面が偽造されたカードによって受診される。 <b>A</b>	ホログラム等の券面特殊加工を施す。	技術	偽造技術の向上により、特殊加工までも偽造される可能性がある。	・券面の特殊加工によりカード価格が高くなる。
	ICチップが偽造されたカードによって受診される。 <b>F</b>	医療機関のカード読み取り端末がカードが正当なものかどうかを認証する。	技術	カード発行時にカード内の鍵情報が流出するリスク (※)	※ICカード発行機関が適切な安全管理のもとにICカード発行を行ってれば、本残余リスクは限りなく小さくなる。
	ICチップの中の情報が偽造されたカードで受診される。 <b>F・G</b>	情報に電子署名を付す。	技術	カード発行時 (情報収録前) の情報流出リスク (※)	※ICカード発行機関が適切な安全管理のもとにICカード発行を行ってれば、本残余リスクは限りなく小さくなる。
③持参者が正当な資格を持つことの確認	正当なカード所有者だが、不当な権利主張 <b>G</b>	IDと資格情報の正当性確認	技術		・オンライン認証により本人確認をした後、資格確認を行う。

## 資格確認における脅威と対策（2）

（2）正しい資格情報が確認できること					
要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
①資格情報の完全性が確保されること	保険者のデータベースが何者かによって、不正に書き換えられる。 <b>G・H</b>	情報登録・更新などの正当性を確保	技術	・保険者による登録誤り。	
②資格情報の機密性が確保されること	保険者のデータベースが何者かによって不正にアクセスされる。 <b>D・E</b>	・アクセスできる医療機関の端末を中継DBが認証する。	技術		アクセスできる医療機関をどのように認定するか。
		・アクセス履歴を一定期間保存する。 等	技術		

## 資格確認における脅威と対策（3）

（3）悪意のある者や不正な機器からの攻撃に耐えられること					
要件	想定される脅威	対策	分類	残余リスク	備考
①カード内情報が改ざんされないこと	カードに不正にアクセスし、カード内情報が改ざんされる。 <b>F</b>	・書換不要情報は書換不可とする ・耐タンパ性が確保された媒体を採用 ・カードが外部機器を認証	技術	端末、中継DBからの鍵情報の流出により、端末や中継DBのなりすましが行われる可能性。	
	カードから読み出したデータが改ざんされる。 <b>G</b>	カード内情報に電子署名を付す。	技術		
	医療機関の端末がウイルスに汚染される、ソフトウェアのバグ等によりカード内情報が改ざんされる。 <b>F・G</b>	・セキュリティパッチの適用 ・ウイルス対策ソフトの導入 ・不正ソフトをインストールしないよう指導	運用 技術		全ての医療機関で統一的な運用が確保されるか。
		中継DB側でカード内情報の電子署名を検証	技術		
②カード内情報が漏洩しないこと	カードに不正にアクセスされ、カード内情報が漏洩する。 <b>F</b>	・耐タンパ性が確保された媒体を採用 ・カードが外部機器を認証	技術	端末、中継DBからの鍵情報の流出により、端末や中継DBのなりすましが行われる可能性。	
	カードから読み出したデータが漏洩する。 <b>F・G</b>	通信の暗号化	技術	端末、中継DBからの鍵情報の流出により、端末や中継DBのなりすましが行われる可能性。	
	医療機関職員がカード内情報を他者に告知する等して漏洩する。 <b>C</b>	・漏洩時の罰則規定を設ける ・医療機関の職員権限管理 ・アクセス履歴の保存(抑止効果)	制度 技術 運用		
	医療機関の端末がウイルスに汚染される、ソフトウェアのバグ等によりカード内情報が改ざんされる。 <b>F・G</b>	・セキュリティパッチの適用 ・ウイルス対策ソフトの導入 ・不正ソフトをインストールしないよう指導	運用 技術		全ての医療機関で統一的な運用が確保されるか。

# レセプトに自動転記される項目

参考資料 4  
(第 8 回検討会資料)

## 【医科入院レセプトの場合】

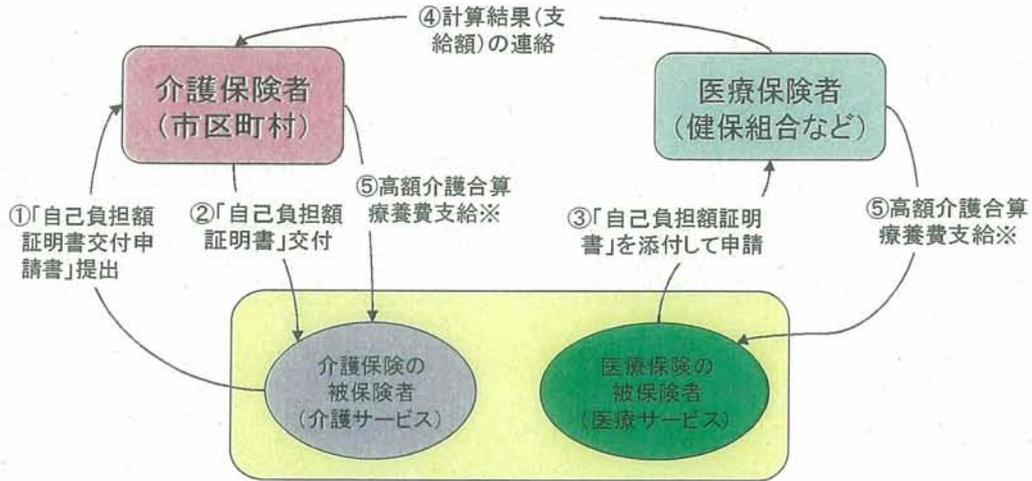
- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 保険者番号
- ⑤ 被保険者証記号・番号
- ⑥ 保険種別 1 ( 1 : 社・国、 2 : 公費、 3 : 後期、 4 : 退職)
- ⑦ 保険種別 2 ( 1 : 単独、 2 : 2 併、 3 : 3 併)
- ⑧ 本人・家族 ( 1 : 本入、 2 : 六入、 3 : 家入、 7 : 高一、 9 : 高入 7 )
- ⑨ 給付割合 ( 1 0、 9、 8、 7、 ( ) )
- ⑩
  - ・ 公費負担者番号①／公費負担者番号②
  - ・ 公費負担医療の受給者番号①／公費負担医療の受給者番号②

(資格・給付調整に当たっての課題)

- 現行制度において、各保険者は資格・給付調整を行うに当たり、加入者本人に対し他の制度での給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報を元に他の保険者等に電話で問い合わせたりする事務等が発生し、加入者にも保険者にも不便が生じている。
- また、結果的に、本来もらえるはずの給付金がもらえなかったり、払わなければならないはずの保険料(納付金)が払われなかったりする事例が発生している。

**例1: 高額介護合算療養費の受給手続**

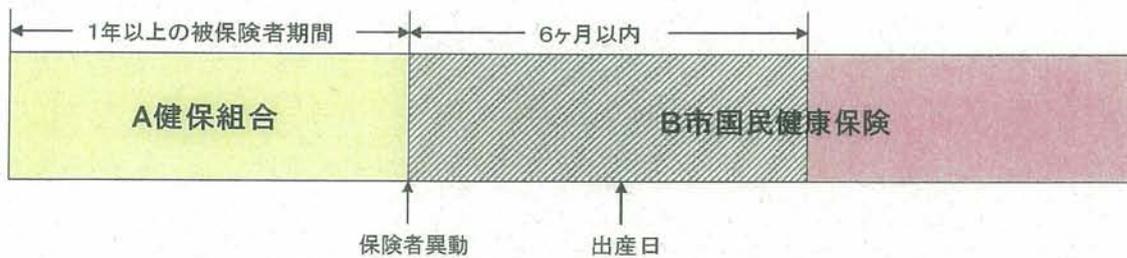
→ 加入者は、まず介護保険者に申請して証明書の交付を受け、それを添付してさらに医療保険者に申請する必要があり、加入者にも保険者にも手間がかかっている。



※医療保険、介護保険両方で自己負担額の比率に応じて支給

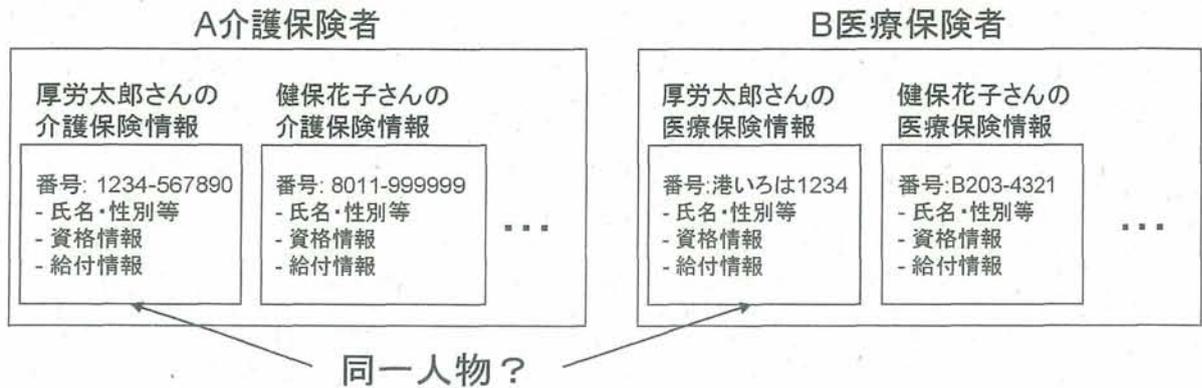
**例2: 出産育児一時金の支給調整**

→ 被保険者期間が1年以上あれば医療保険の被保険者資格を喪失後6ヶ月以内に出産した場合でも出産育児一時金の給付を受けられるが、喪失後別の医療保険者に移っていた場合は、異動後の保険者からも出産育児一時金の給付を受けられる(ただし、重複受給は不可)。



→ 斜線部の期間は、A健康組合にもB市国民健康保険にも出産育児一時金の給付申請が可能。現状ではA健康組合が申請を受けた場合、重複して支給を行わないよう、申請書の住所情報等を元にB市国民健康保険に電話で問い合わせる等の対応を行っている。また、他の健保組合の被保険者、被扶養者になっている場合など、異動後の保険者が分からないこともあり、支給調整事務に手間がかかっている。

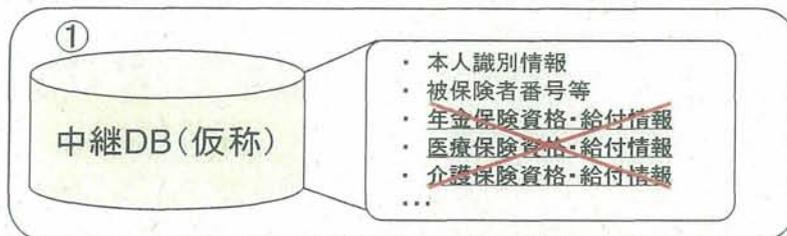
- 例1、例2のような加入者、保険者の不便・事務負担・非効率を低減するには、異なる保険者に属する加入者が確実に同一人物であると各保険者が特定できる仕組みが有用。



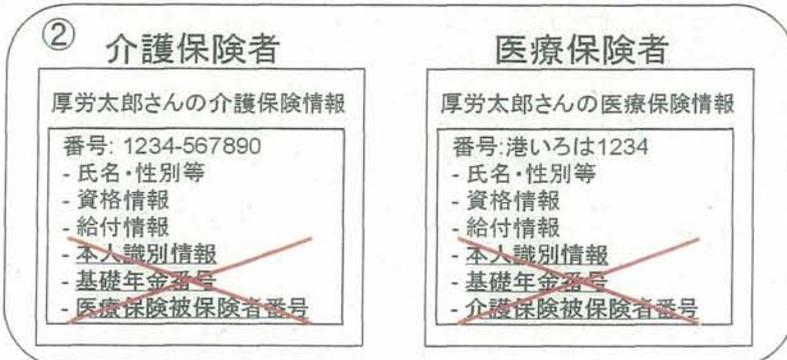
(現行制度)

- A介護保険者、B医療保険者には、共に「厚労太郎さん」、「健保花子さん」という加入者が存在し、保険者ごとに異なる被保険者番号で管理されているが、A介護保険者に入る「厚労太郎さん」とB医療保険者に入る「厚労太郎さん」が同一人物かはお互い分からない。
- このため、各保険制度においては法令上、保険者は資格・給付調整のために、①加入者本人に資料の提出を求めることができる、②他の保険者等に資料提供を求めることができる等の規定がおかれているものの、どの保険者に属しているのかや、同一人物なのか(同姓同名の可能性もある)の確認を行うことが難しい。

- 作業班では、中継DB(仮称)が最小限保有する情報として、氏名、本人を識別する鍵となる情報(本人識別情報)及び各保険制度の被保険者番号等(履歴を含む。)を仮定し、保険者間をまたがった加入者の特定を行う方法を検討した。
- 誰が何を知っていていいか、情報の保有ポリシーについて関係者間の合意がないことから、
- ① 中継DB(仮称)は被保険者の資格・給付情報等は保有しないこと、
  - ② 各保険者は加入者の本人識別情報及び他の保険者の管理する被保険者番号を保有しないことを前提とした運用を検討する(下図参照)。



- 下線部の情報を中継DB(仮称)・各保険者が保有しない運用を前提に次頁以降の検討を行った。

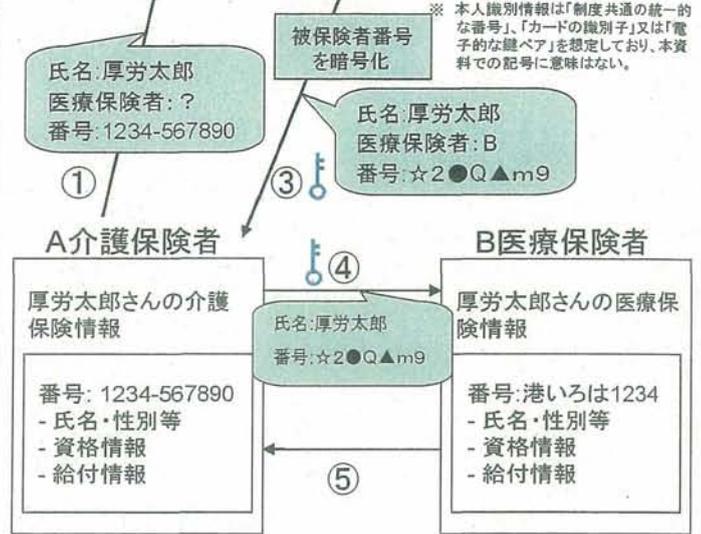


- ※ 仮にこれらの情報を中継DB・各保険者が保有するとすれば、当該情報を元に資格・給付調整を行うことで足りる。

## 保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法例(案)

本人識別情報※	氏名	介護保険 被保険者番号	② 医療保険 被保険者番号	年金保険 被保険者番号
B※○1▽◆	厚労太郎	1234-567890 →	港いろは1234	123456
●5★□C9	健保花子	8011-999999	B203-4321	-----
A3D☆dP	年金一郎	9999-000000	369-11111	246246

- ① A介護保険者は情報を入力したい人物厚労太郎さんに関する氏名と被保険者番号「1234-567890」を中継DBに送信
  - ② 中継DBは、氏名と被保険者番号「1234-567890」を基に、当該被保険者が
    - ・ B医療保険者に属していること
    - ・ その医療保険者の被保険者番号「港いろは1234」を抽出
  - ③ 中継DBは、
    - ・ B医療保険者に属していること
    - ・ B医療保険者の秘密鍵で暗号化した被保険者番号（「港いろは1234」→「☆2●Q▲m9」。B医療保険者のみが復号可能）をA介護保険者に送信
  - ④ A介護保険者は③をB医療保険者に転送して、厚労太郎さんの情報を照会
  - ⑤ B医療保険者は公開鍵で被保険者番号「☆2●Q▲m9」を復号化（「港いろは1234」）できることにより、中継DBを介した正当な問い合わせであることを確認し、A介護保険者に厚労太郎さんに関する情報を回答
- ※ 本人の同意を得て、又は、法令上に規定がある主体間、情報（例）医療保険と介護保険の給付調整のための情報等）についてのみ行うことを想定（個人情報保護法制の枠内で運用）
- ※ ③については、中継DBからB医療保険者に直接問い合わせ内容を通知する、及び（又は）⑤について、中継DBを経由してB医療保険者からA介護保険者に回答する等の方法もあり得る。

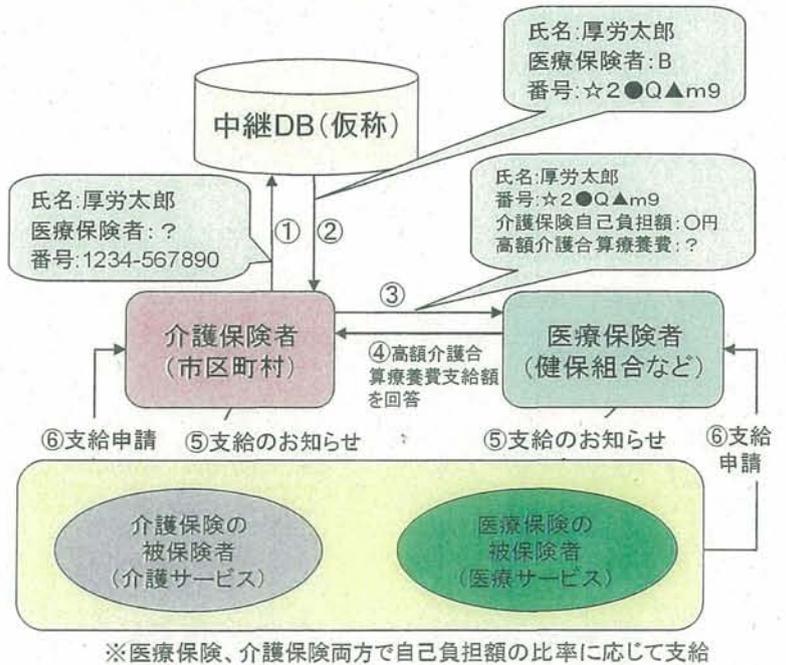


○ 本人の同意がない、又は法令上認められていない情報連携が行われることを抑止するため、中継DB及び各保険者にアクセスログを残し、本人が確認できるものとするのが重要。

## 中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(1)

### 例1：高額介護合算療養費の受給手続(案)

- ① 介護保険者(市区町村)は、毎年度各介護保険受給者について中継DB(仮称)に所属医療保険者を問い合わせ
- ② 中継DBは受給者の所属医療保険者名と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ③ 介護保険者は所属医療保険者に対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、介護保険給付の自己負担額を伝達するとともに、医療保険者からの高額介護合算療養費の支給額を問い合わせ
- ④ 医療保険者は介護保険者に高額介護合算療養費の支給(予定)額を回答
- ⑤ 介護保険者・医療保険者は社会保障ポータル(仮称)等を通じて受給者に高額介護合算療養費が支給されること及び支給予定額をお知らせ
- ⑥ 受給者は、電子申請(又は書面申請)により、介護保険者・医療保険者に支給申請(添付書類は不要)



### 効果

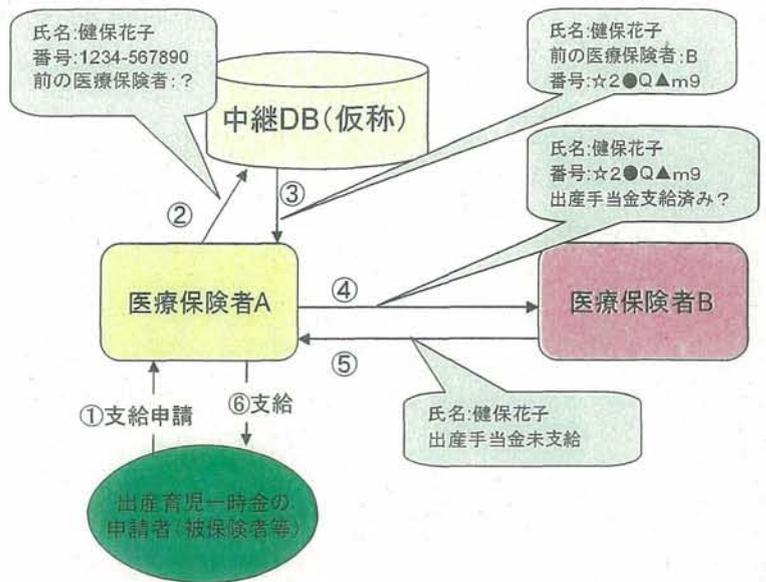
- 申請の際に添付書類(自己負担額証明書)が不要に
- 高額介護合算療養費が受給できる場合、支給予定額と併せて自動的に保険者からお知らせ(給付漏れの防止効果)
- ペーパーレス化により保険者事務の効率化が図れる
- 保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

※ 上記の実現には、介護保険法の手続規定(現行では、最初に受給者からの申請が必要とされている)等の改正が必要。

## 中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(2)

### 例2: 出産育児一時金の支給調整

- ① 申請者は医療保険者Aに出産育児一時金の支給を申請
- ② 申請を受けた医療保険者Aは、申請者の同意の上で、中継DB(仮称)に申請者の異動前の(又は異動後の)所属医療保険者を問い合わせ
- ③ 中継DBは医療保険者Aに異動前の(又は異動後の)所属医療保険者名(B)と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ④ 医療保険者Aは医療保険者Bに対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、申請者に対して出産育児一時金を支給状況を問い合わせ
- ⑤ 医療保険者Bは医療保険者Aに支給の有無を回答
- ⑥ 支給調整が必要なければ、医療保険者Aは申請者に出産育児一時金を支給



#### 効果

- これまで電話等で行っていた保険者間の出産育児一時金支給状況の問い合わせ事務を軽減
- 申請者からも保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

- 上記のほか、将来的には、社会保障における様々な局面での活用が考えられる。

## カードが利用できない状況下や 現行の被保険者証等からカードへの移行期間の 対応について

### 資格確認ができない場合の対応①

分類	ケース	対策	対策分類
被保険者	①カードを持ってこない (未受領・紛失・忘却・ 緊急時など)、 有効期限切れ	現行の健康保険証での運用と同様の対応。	運用
		医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。	運用
	②カードの故障	カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。	制度
		その他、カードの耐久性の向上等	予防
医療機関	①カードを読み出す 設備がない (未整備、往診等)	医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。	運用
		カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。	制度
		代替手段として携帯電話等の携帯端末での読み出し	システム
	②カードを読み出す 設備がない(移行期)	医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。	運用
		カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。	制度
	③カード読み出し システムの停止	医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。	運用
		カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。	制度
		システムの冗長化(予備システムによるバックアップ)。	予防
	④オペレーションミス	医療機関側での研修や、ミスをチェックできる仕組みを構築。	予防

※ これらの対策をとった場合のデメリット等も踏まえ、今後、具体的な対応策を更に検討

## 資格確認ができない場合の対応②

分類	ケース	対策	対策分類
ネットワーク (医療機関と中継DB間)	ネットワーク停止	医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。 カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。 システムの冗長化（予備システムによるバックアップ）。	運用 制度 予防
中継DB	システムの停止		
ネットワーク (中継DBと保険者間)	ネットワーク停止		
保険者	①資格データ反映までのタイムラグ	事後的に、現行と同様のフローで正しい保険者に再請求する。	制度・運用
	②誤操作による間違ったデータ反映	操作者の研修やミスをチェックできる仕組みを構築。	運用・予防
		誤った保険者に請求した場合は、現行と同様のフローで処理する。	運用
	③システムの停止	医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。	運用
		カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。	制度
		システムの冗長化（予備システムによるバックアップ）。	予防
	④保険者システムの未整備	代替システム提供（代行サービス提供等）	運用
		医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。	運用
カードに、本人を識別でき、資格確認が可能な情報を記載しておく。		制度	

※ これらの対策をとった場合のデメリット等も踏まえ、今後、具体的な対応策を更に検討

## 現行の介護保険被保険者証に記載されている情報

参考資料 7  
(第 8 回検討会資料)

- ①被保険者の番号
  - ②住所、氏名のフリガナ、氏名、生年月日、性別
  - ③交付年月日
  - ④保険者番号、保険者名称及び印
  - ⑤要介護状態区分等
  - ⑥認定年月日
  - ⑦認定の有効期間
  - ⑧居宅サービス等の区分支給限度基準額及び期間
  - ⑨(うち種類支給限度基準額)サービスの種類及び種類支給限度基準額
  - ⑩認定審査会の意見及びサービスの種類の指定
  - ⑪給付制限の内容及び期間
  - ⑫居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称、届出年月日
  - ⑬介護保険施設等の種類、名称、入所等年月日、退所等年月日
- ※労災保険の介護補償給付受給者についてはその旨及び常時介護・随時介護の別
- ※バウチャーを発行する市町村については、支給限度基準額の欄に「うちバウチャー切り分け欄」を設ける。

	案1：市町村	案2：医療保険者	案3：年金保険者としての国
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に住基カードや公的個人認証サービス発行の仕組み・基盤を有している。</li> <li>○転入届、婚姻届、出生届等市町村への届出機会は多く、また、医療保険者、年金保険者と比べて窓口の数が多いため、利用者にとっては一般的に利便性が高い。</li> <li>○市町村窓口での対面による本人確認が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者の場合、カードを事業主経由で交付することとすれば、別の窓口に出向く必要がなく、便利。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者と比べて、統一的な運用が容易と考えられる。統一的なセキュリティ環境を構築できる可能性が高い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者にとっては、別途、市町村窓口に出向かねばならないため、必ずしも便利ではない。</li> <li>○統一的な取扱いやセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手続漏れにより医療保険に二重加入している場合があるため、カードを二重交付するおそれがある。とりわけ、被用者保険では、被扶養者の厳格な本人確認ができないため、被扶養者にカードを二重交付するおそれがある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> <li>○統一的な取扱いやセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者に比べて窓口の数が少ないため、利便性が悪い。</li> <li>○年金保険の被保険者や受給者でない者については、郵送もしくは新たに事業主や市町村に交付の委託を行う必要がある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> </ul>

## 検討資料1:カードの発行・交付方法の概念図(案)

### (出生時フローについて)

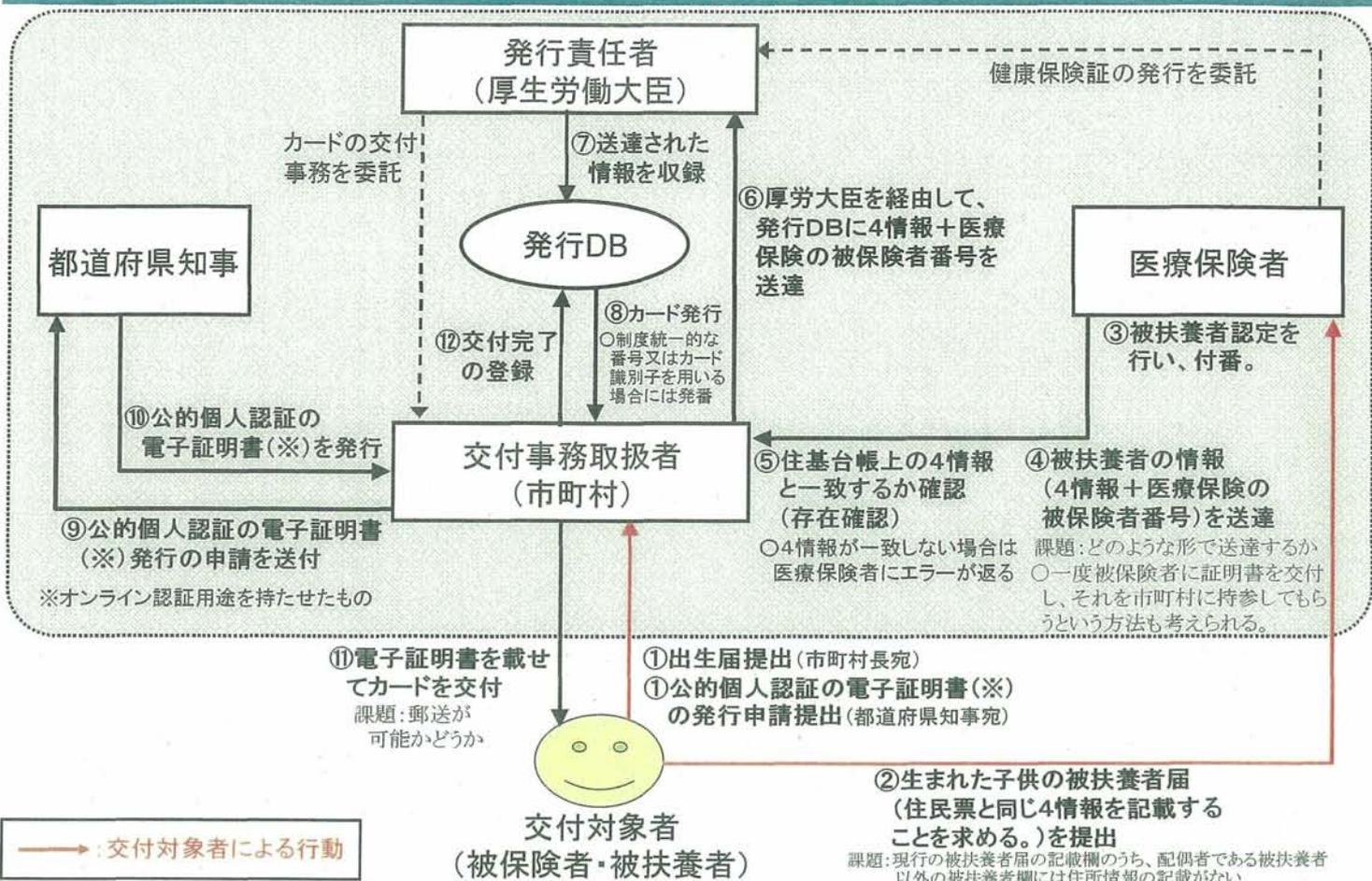
- 仮に市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 出生後初めてカードを交付する場合（出生時フロー）として、  
「健康保険証として利用できるカードを発行する案（P. 1・2）」と  
「先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案（P. 3・4）」  
について検討を行った。
- それぞれにつき、利用者の利便性向上の観点等から、医療保険の被扶養者届を市町村で受け付ける案（P. 2・P. 4）について検討を行った。
- 両案の共通事項として、20歳到達時等の年金手帳としての機能の付加方法（P. 5・6）について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

## ①:健康保険証として利用できるカードを発行する案 (出生時フロー)

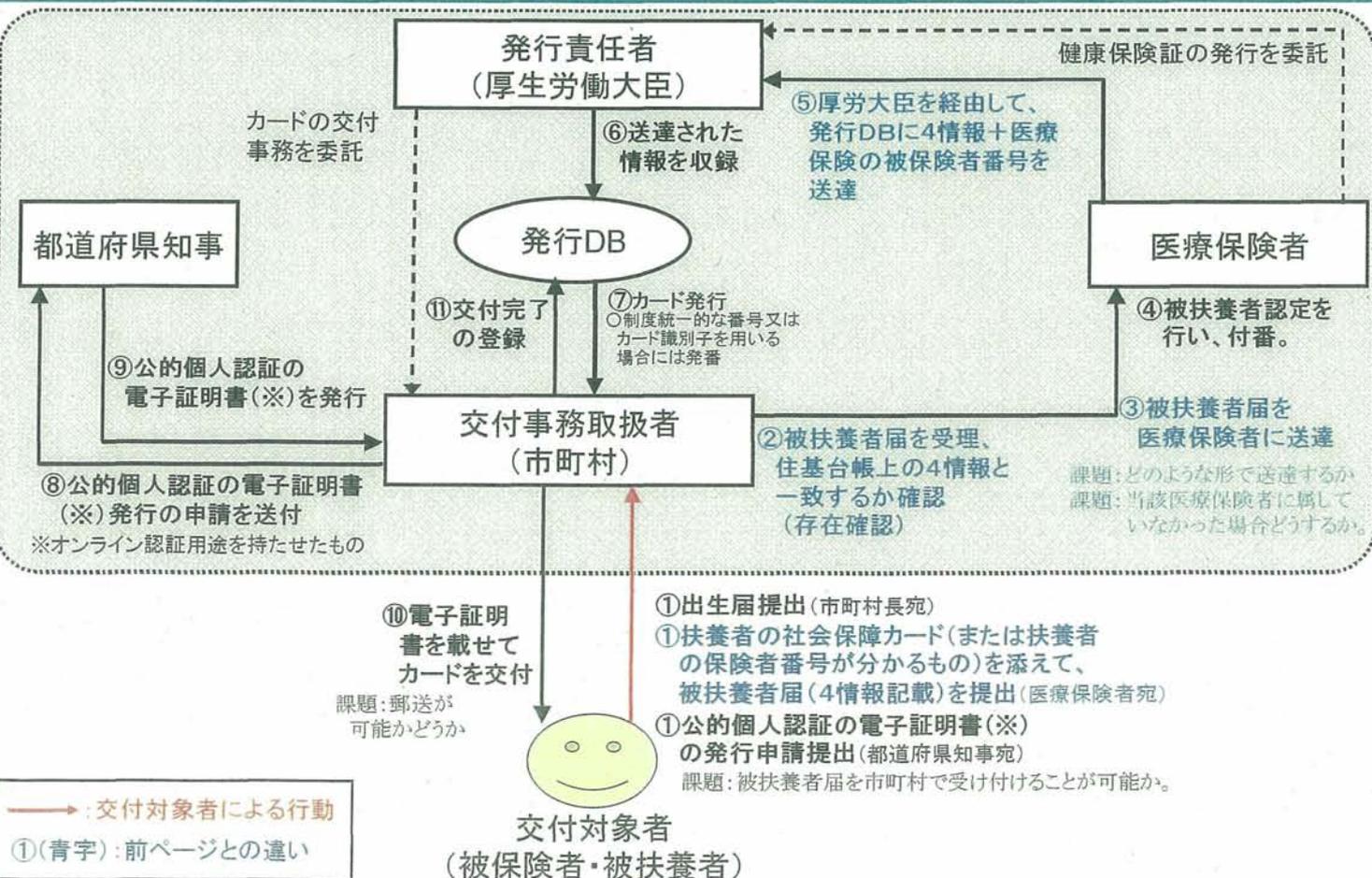
P1 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

P2 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <医療保険者に被扶養者届を提出する場合>



①：健康保険証として利用できるカードを発行する案 <市町村に被扶養者届等を提出する場合>



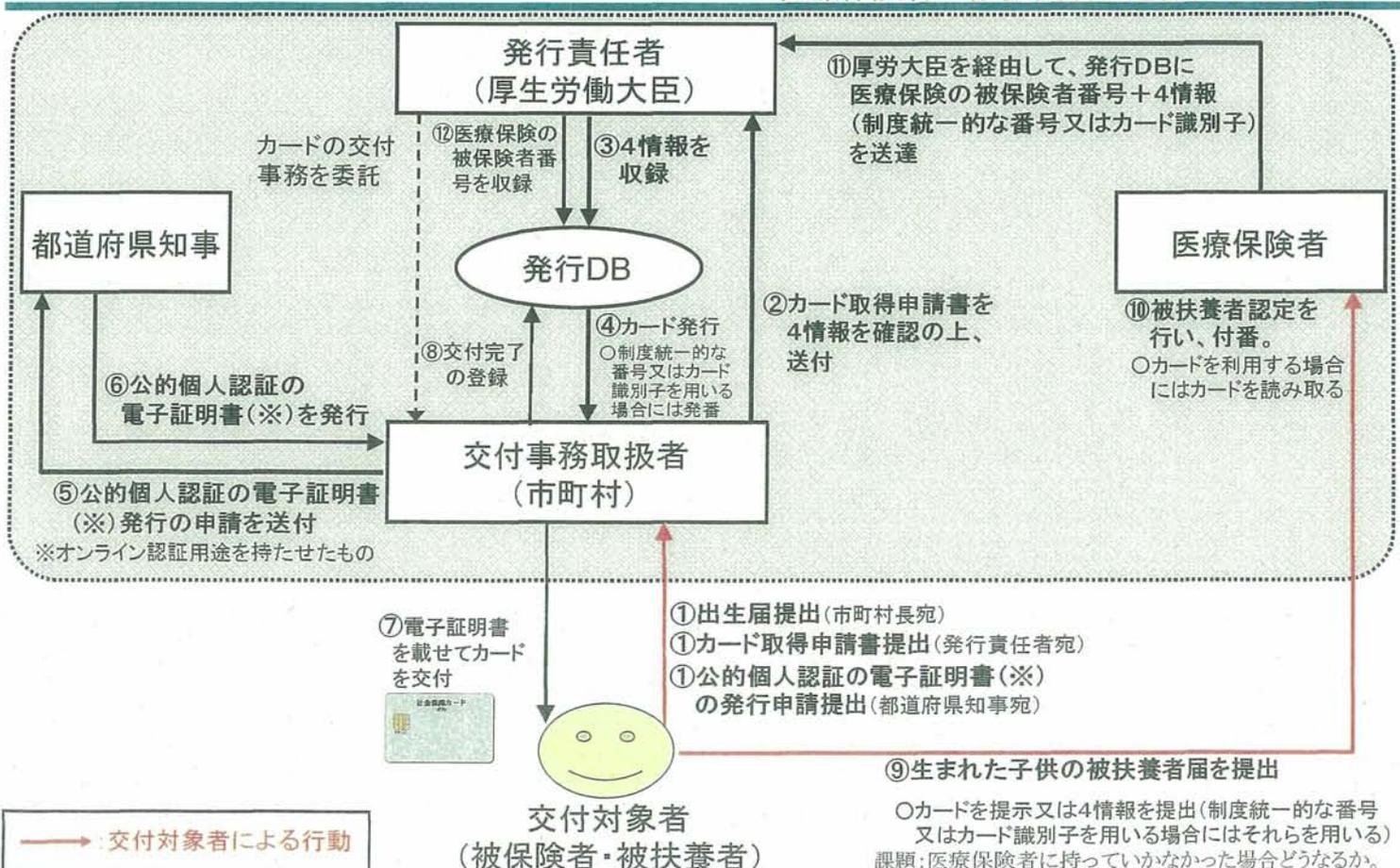
## ②: 先にカードを発行して、後から健康保険証として利用できるようにする案(出生時フロー)

P3 生まれた子供の医療保険被扶養者届を医療保険者に提出する場合

P4 生まれた子供の医療保険被扶養者届を市町村に提出する場合

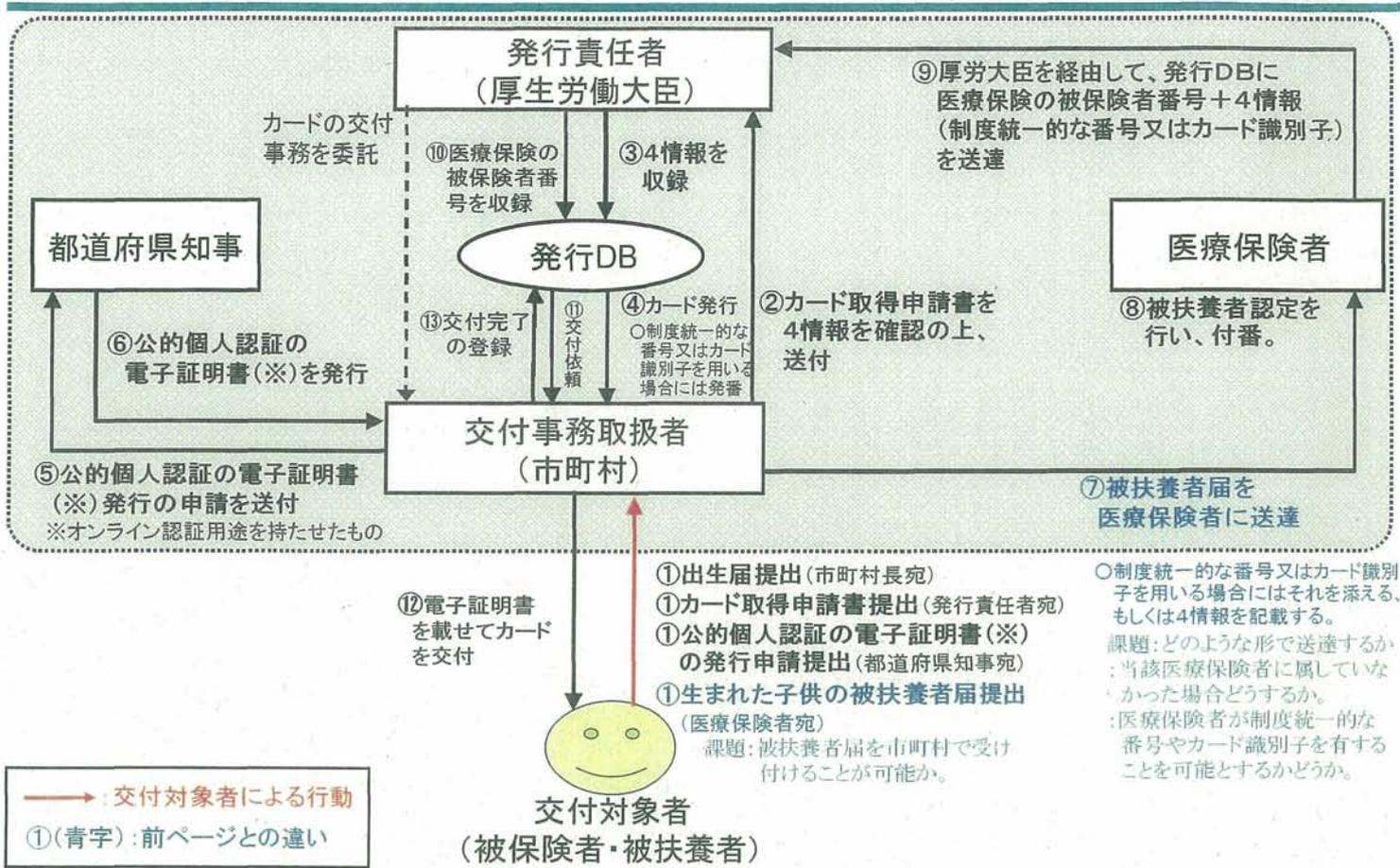
### ②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

＜医療保険者に被扶養者届を提出する場合＞



②先にカードを発行して後から健康保険証として利用できるようにする案

<市町村に被扶養者届等を提出する場合>

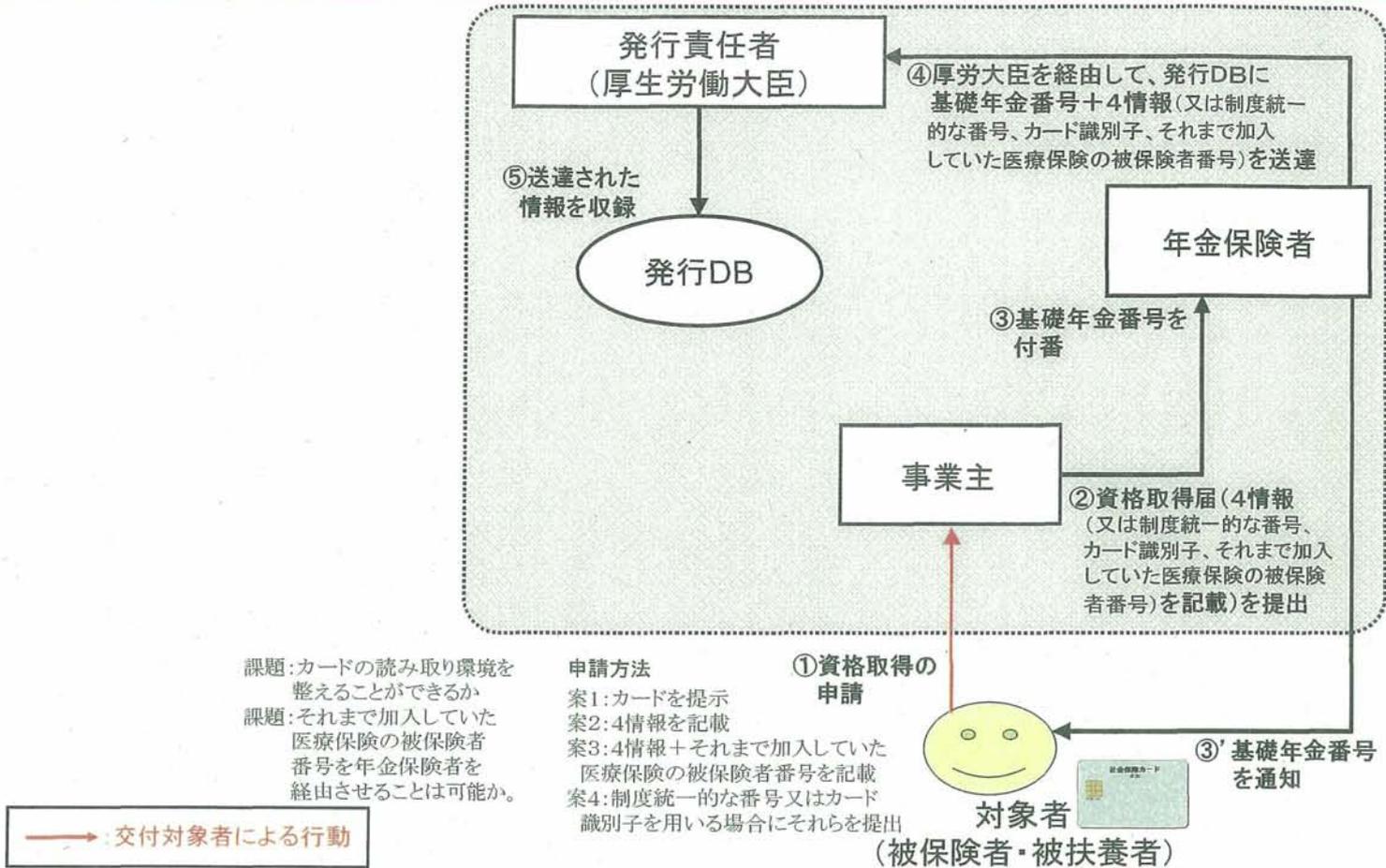


## 年金手帳としての機能の追加方法 (両案共通・出生時)

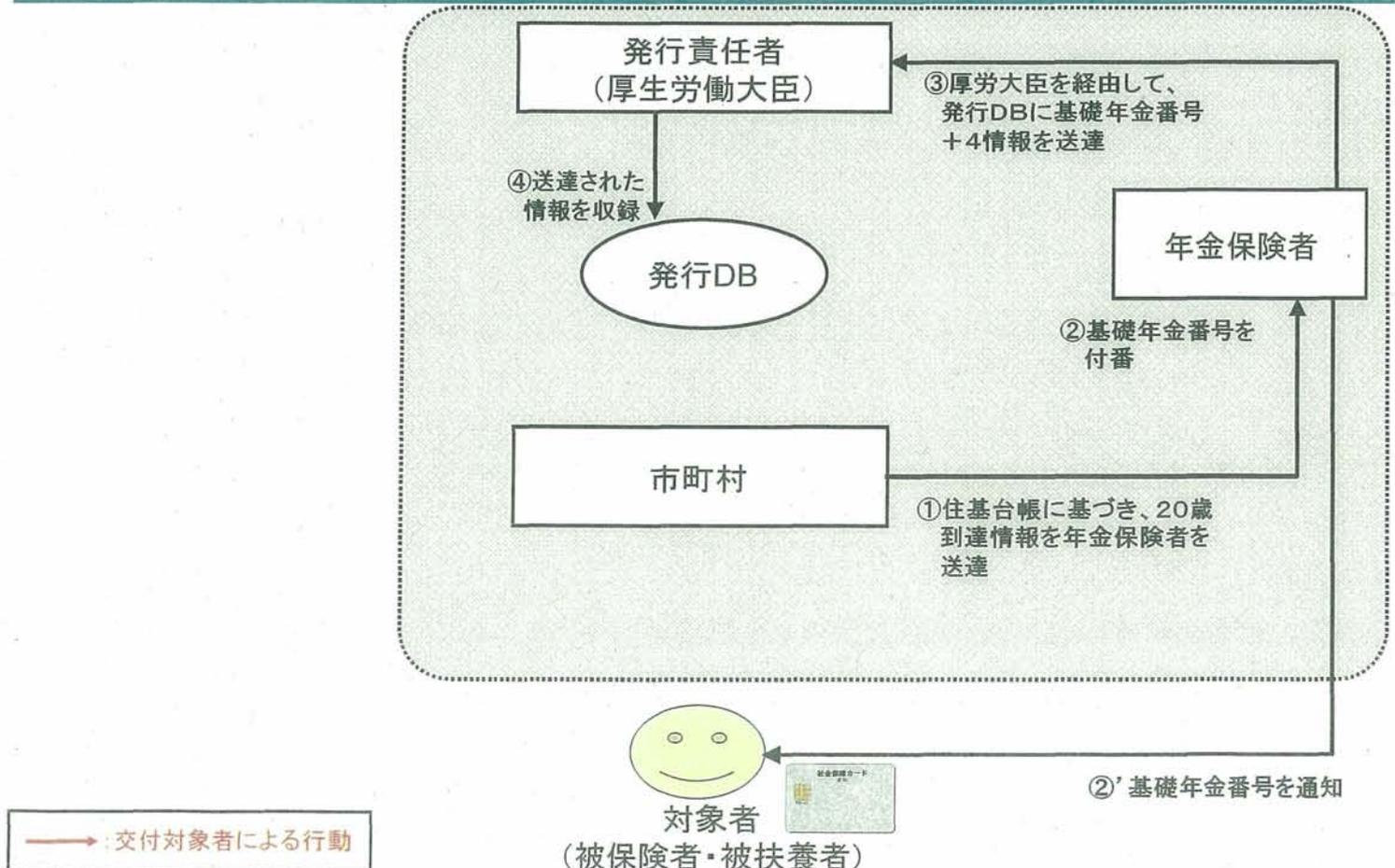
P5 20歳未満で就職して年金に加入する場合

P6 未就職で20歳に到達して年金に加入する場合

## 年金手帳としての機能の追加方法（20歳未満で就職した場合）



## 年金手帳としての機能の追加方法（未就職で20歳に到達した場合）

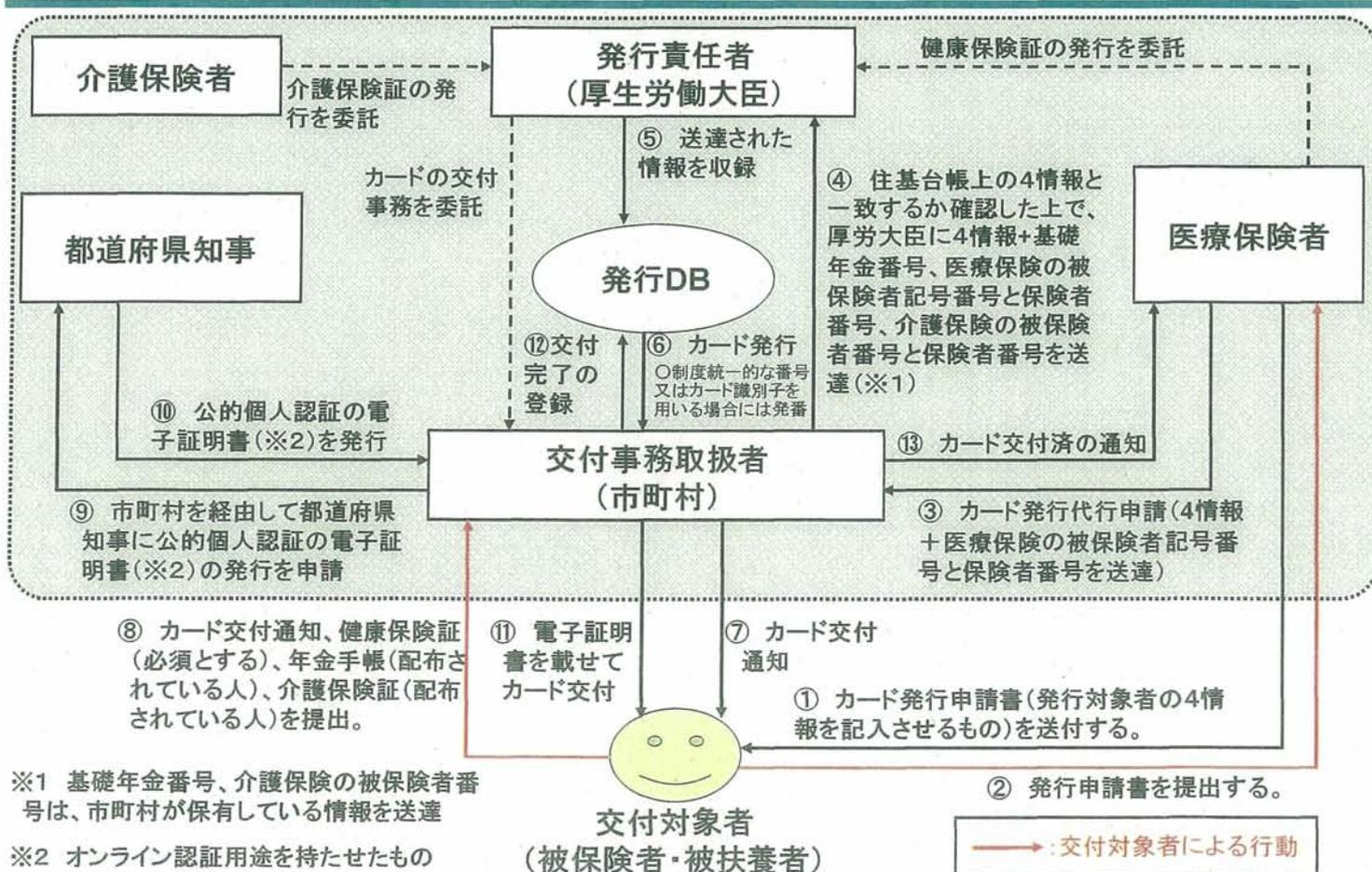


## 検討資料2:カードの発行・交付方法の概念図(案)

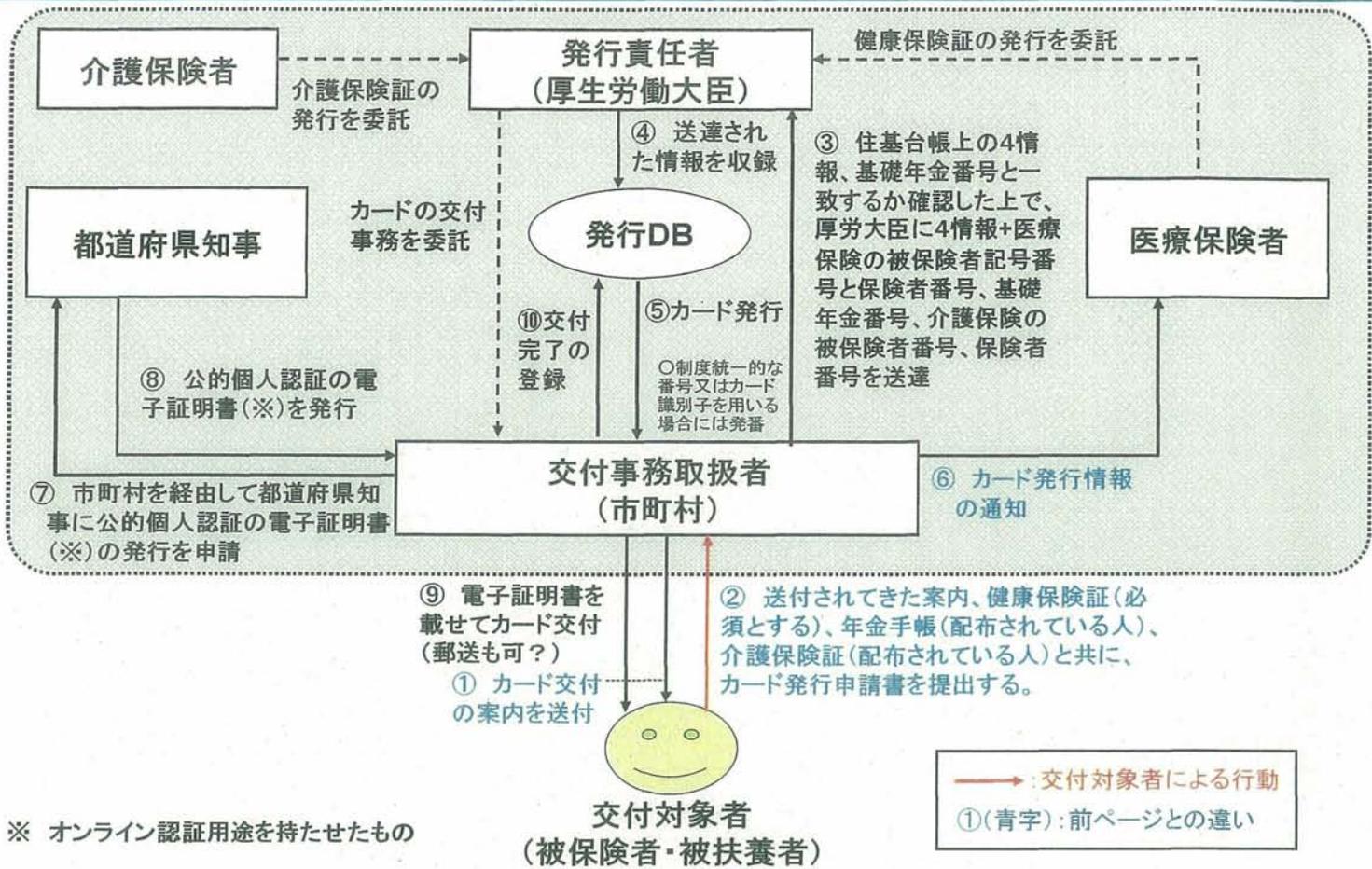
(切替フローについて)

- 仮に**市町村を交付事務取扱者とし、公的個人認証サービスにオンライン認証の用途を持たせることとして検討を行った。
- 社会保障カード(仮称)制度導入時においてすでに発行されている保険証等を切り替えていく(切替フロー)について
  - ①「**医療保険者で手続**して健康保険証とその時点で有している証を市町村で交付する案(切替フロー案1)」と
  - ②「**市町村で手続**して健康保険証とその時点で保有している証を市町村で交付する案(切替フロー案2)」について検討を行った。
- 仮に、カード発行時に併せて、交付対象者からの申請に基づき、オンライン認証の用途を持たせた公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受ける場合として資料を作成したが、カード交付後に必要に応じ、電子証明書の発行を申請する場合や、そもそも電子証明書を用いない場合もある。

### ①切替フロー案1 (医療保険者で手続して健康保険証とその時点で有している証を市町村が交付)



②切替フロー案2 (市町村で手続きして健康保険証とその時点で保有している証を市町村が交付)



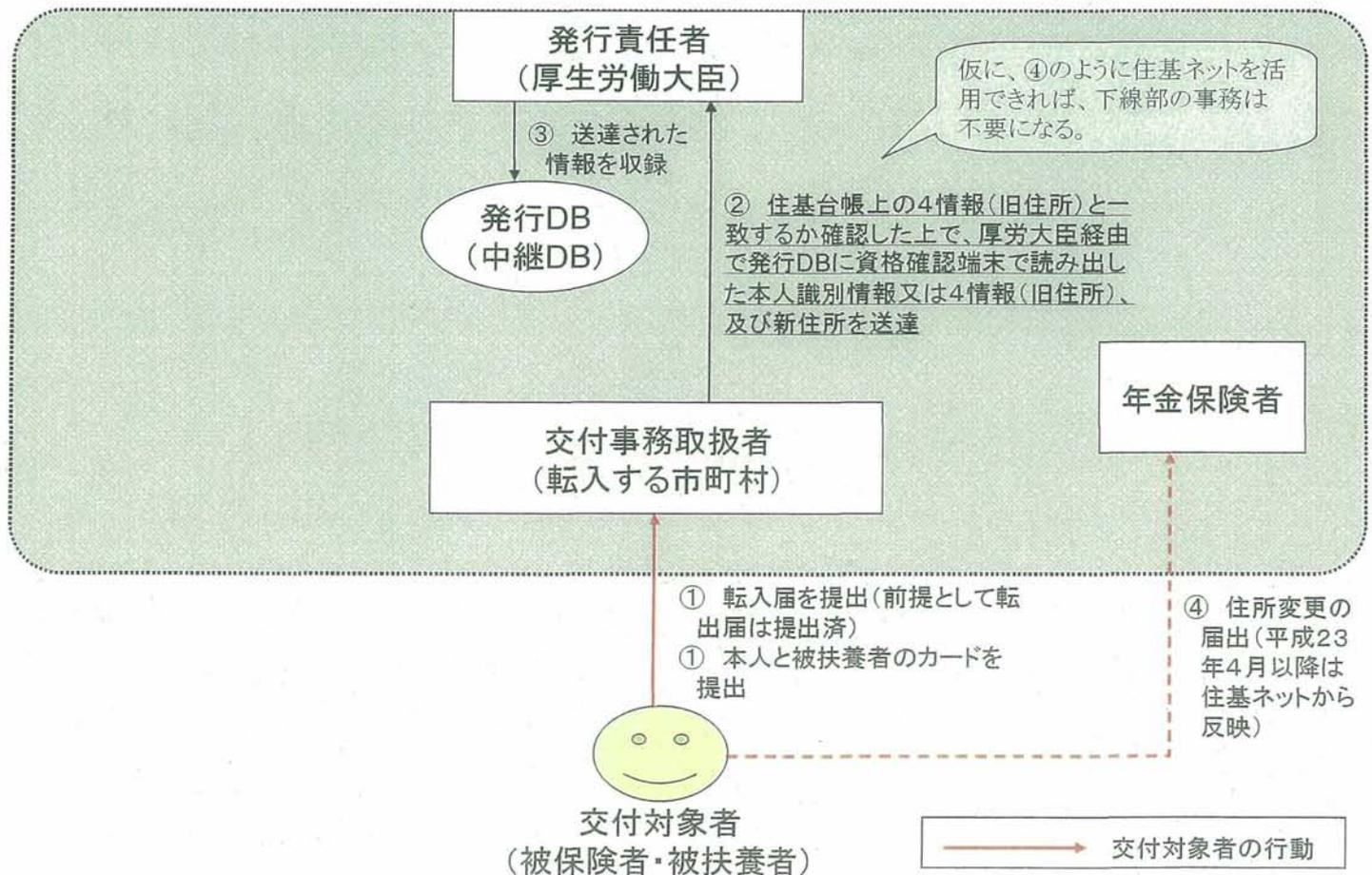
## (1) 属性・保険者変更時の手続・カード使用方法

- ① 住所変更
- ② 氏名変更
- ③ 医療保険者変更
  - ③-1 旧保険者の発行する資格喪失通知を用いる案
  - ③-2 本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案
  - ③-3 券面にカードの発行年月日時分秒を記載し、これと氏名・生年月日を組み合わせ用い、手続を行う案
  - ③-4 基本4情報（住民票上の4情報）で手続を行う案
- ④ 介護保険者変更

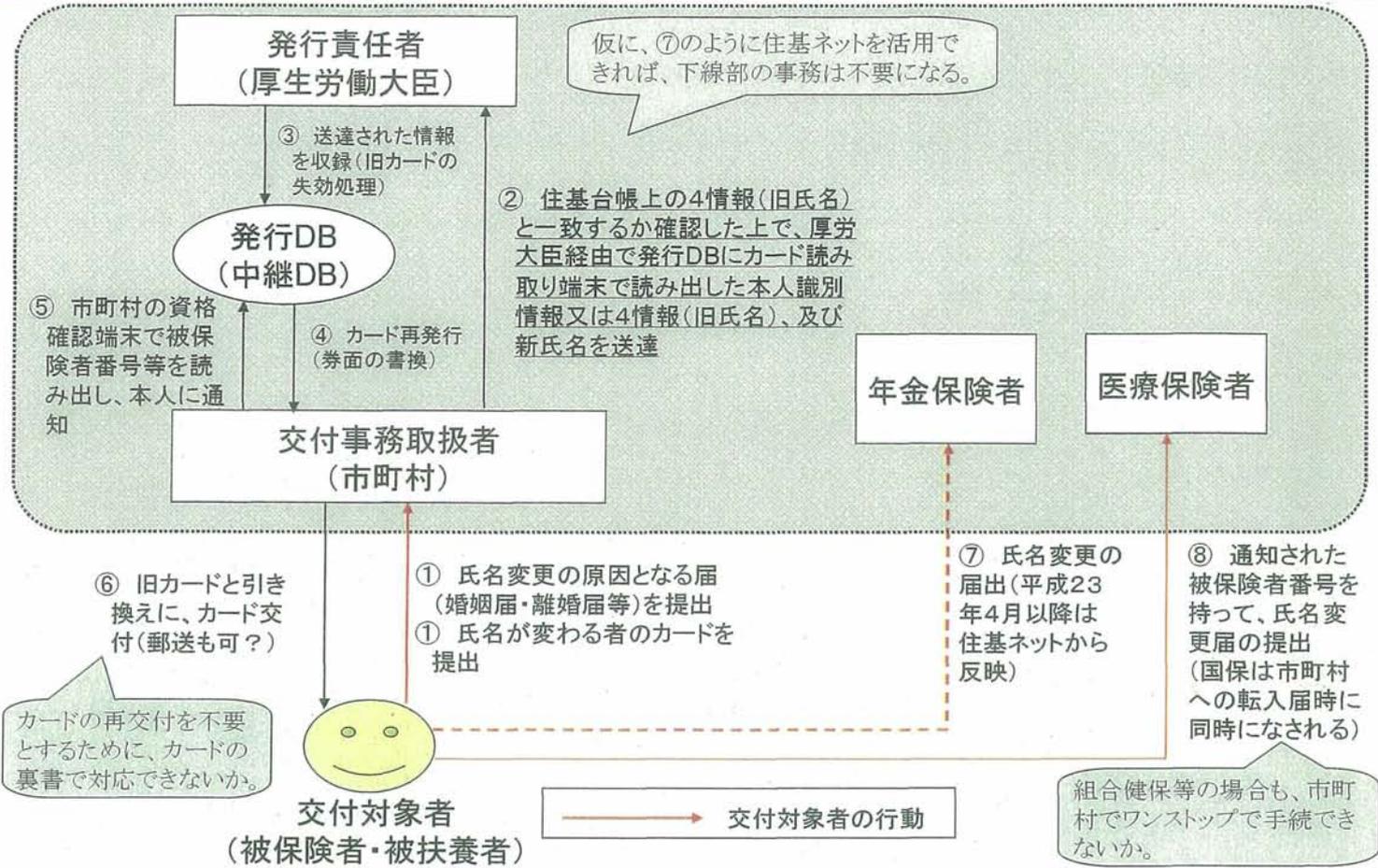
## (2) カード紛失時、破損時の対応方法

## (3) カードの更新方法

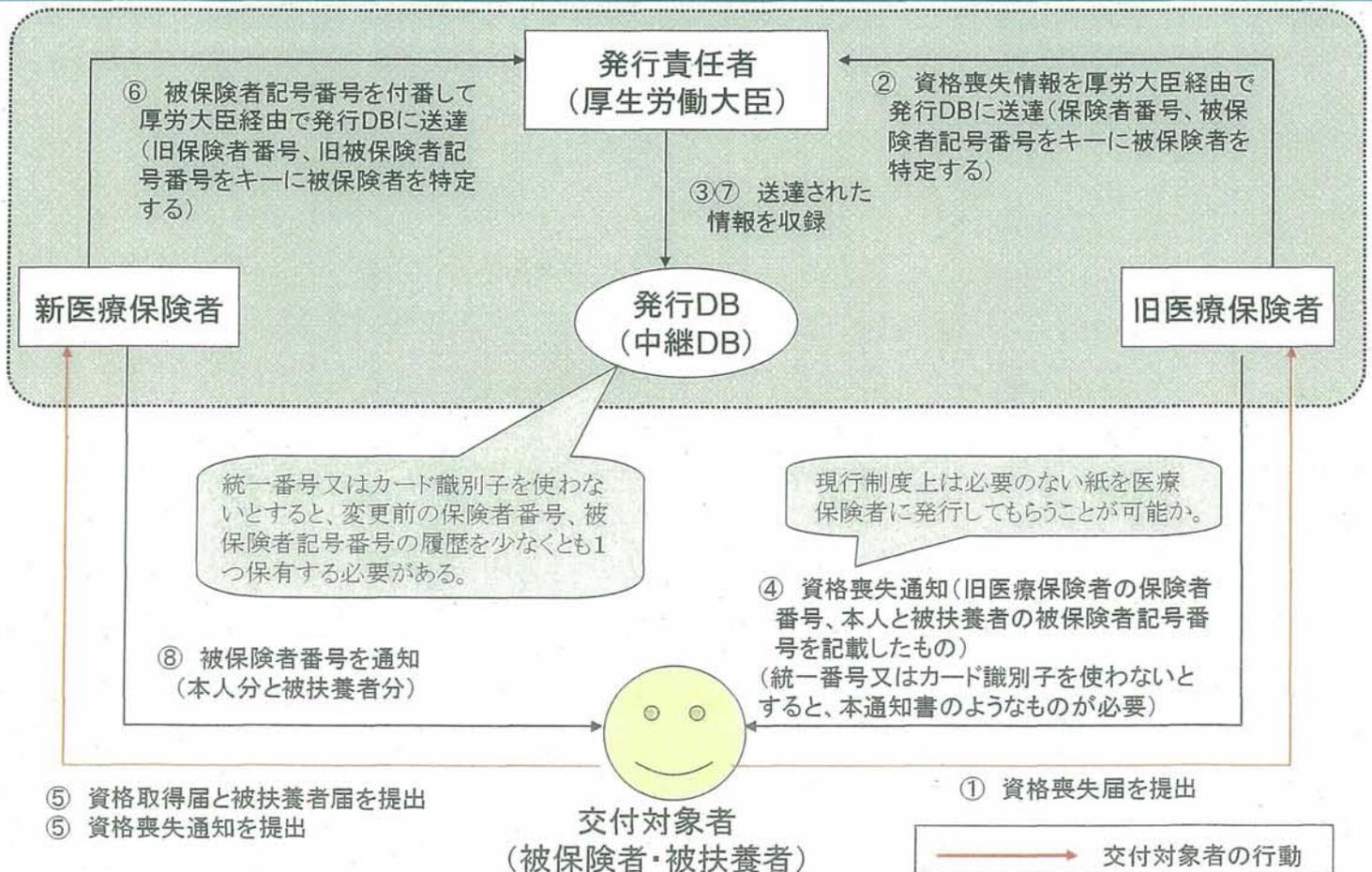
### (1) ① 住所変更



# (1) ② 氏名変更

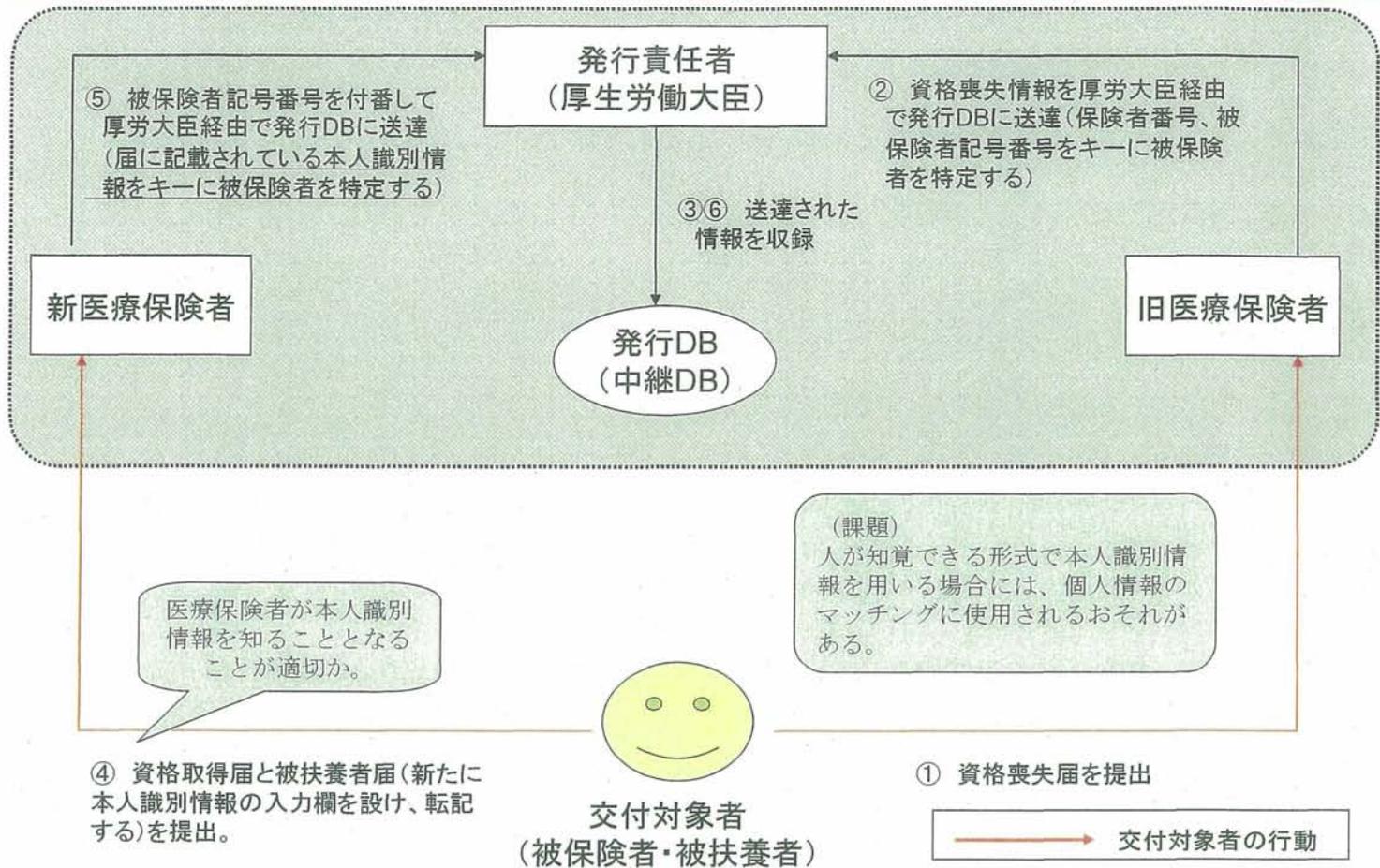


# (1) ③-1 医療保険者変更 旧保険者の発行する資格喪失通知を用いる案



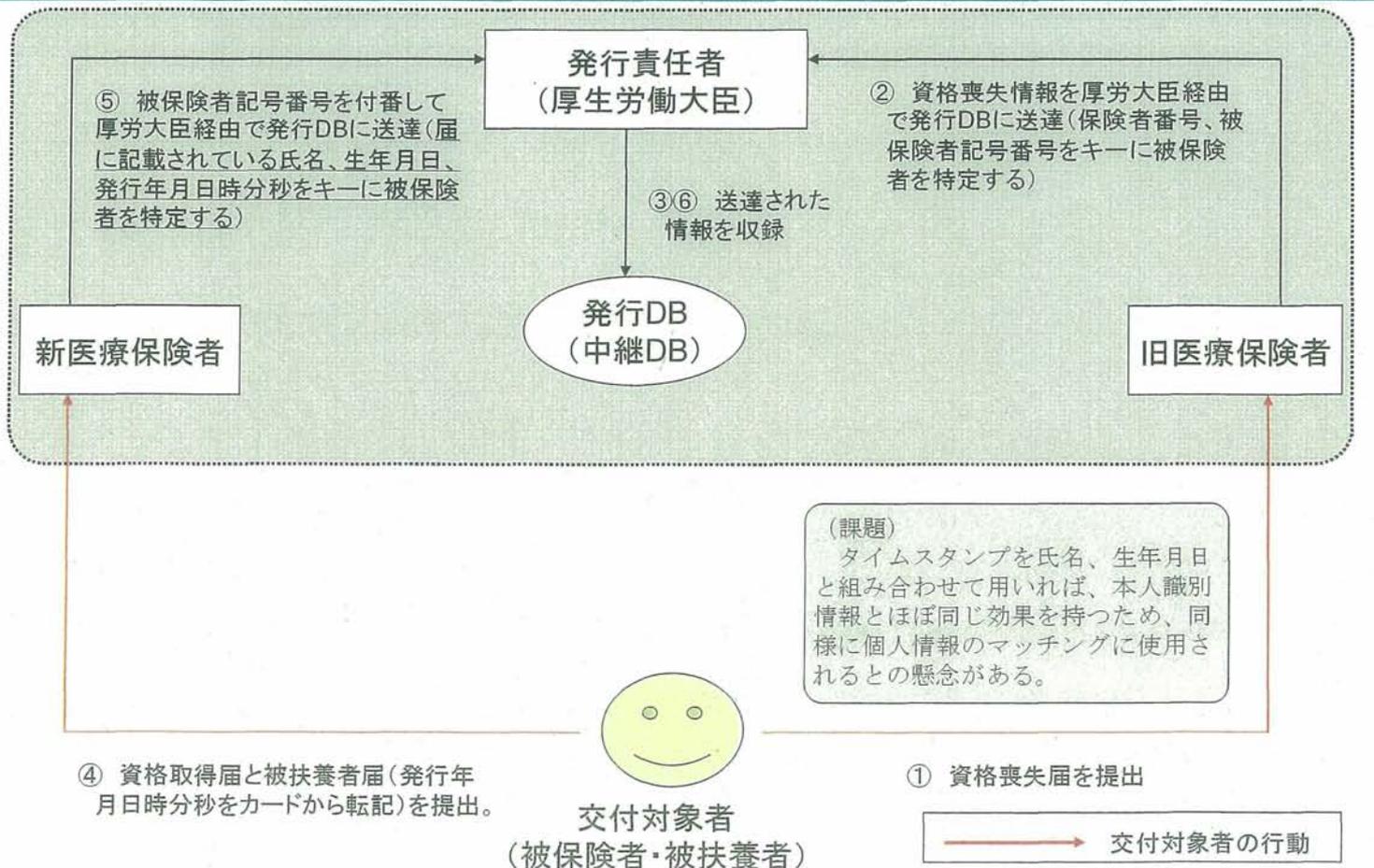
### (1) ③-2 医療保険者変更

本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案



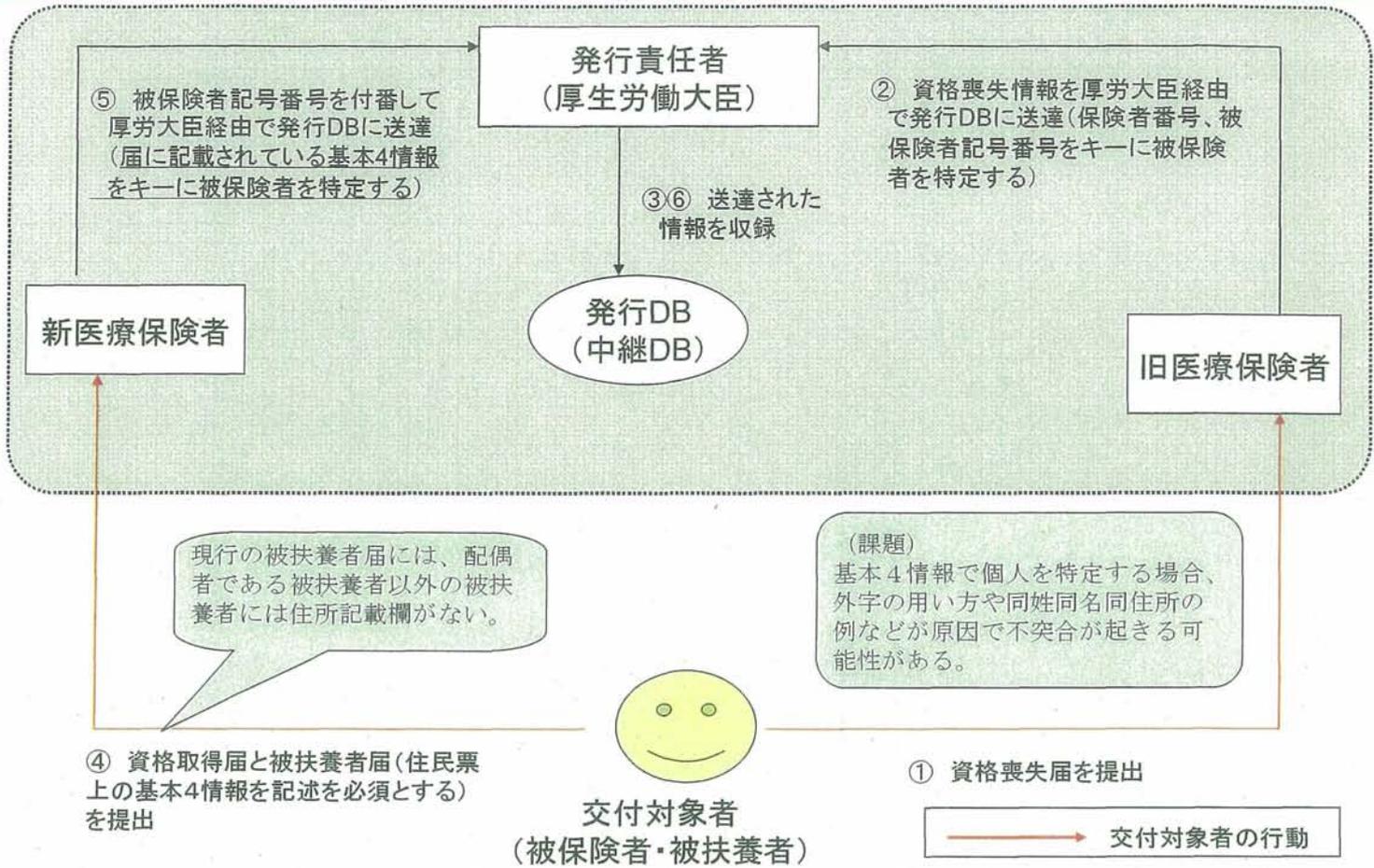
### (1) ③-3 医療保険者変更

券面に発行年月日時分秒を記載し、氏名、生年月日と組み合わせで用い、手続を行う案

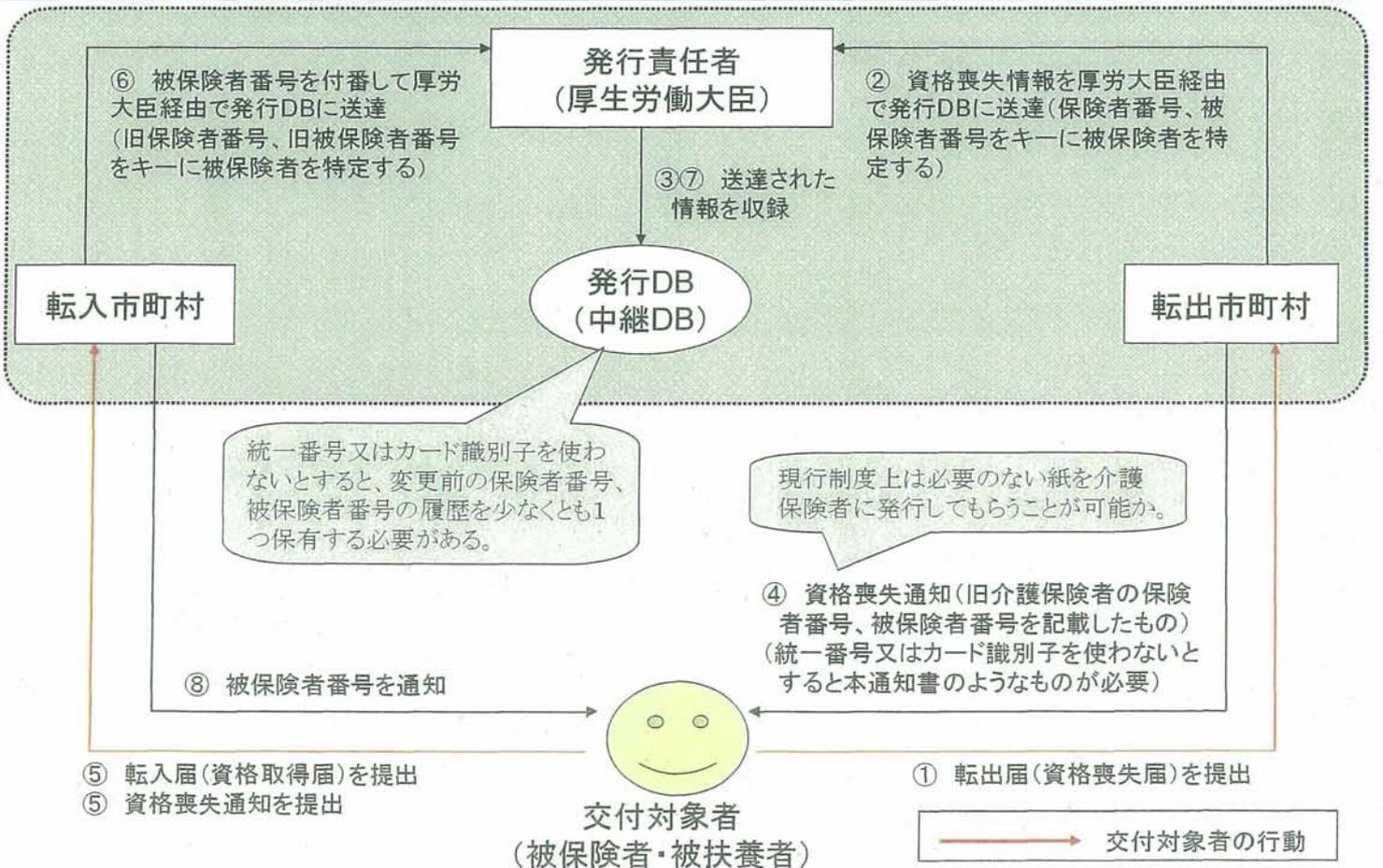


# (1) ③-4 医療保険者変更

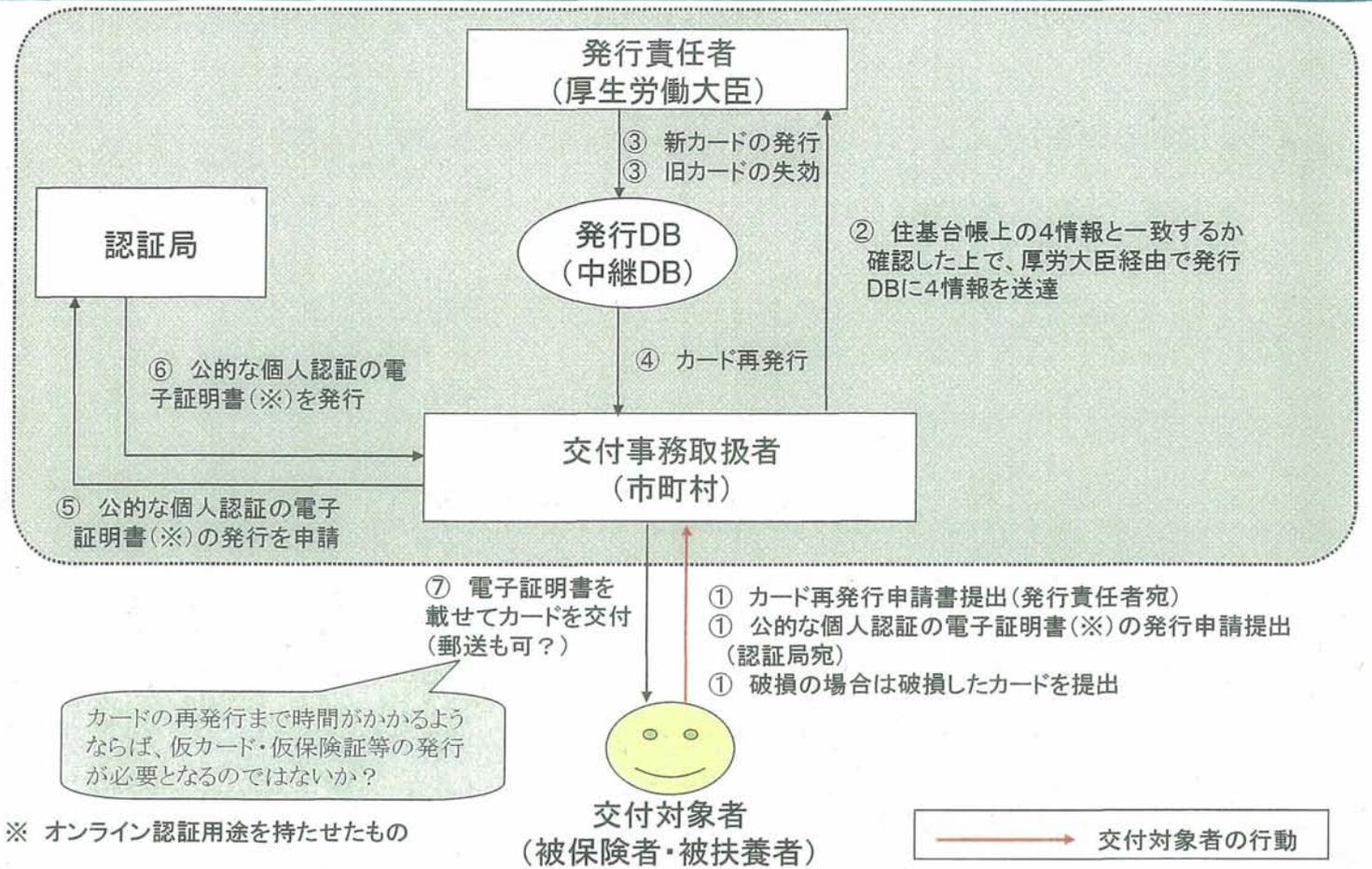
基本4情報（住民票上の4情報）で手続を行う案



# (1) ④ 介護保険者変更



## (2) カード紛失時・破損時の対応方法



## (3) カードの更新

